

研究所ニュース

No.78 2022.5.31



特定非営利活動法人

非営利・協同総合研究所いのちとくらし

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

Tel. 03-5840-6567 Fax. 03-5840-6568

E-mail: inoci@inhcc.org <http://www.inhcc.org>

【理事長のページ】(No. 78)

沖縄「復帰 50 年」の現状

中川 雄一郎

2022年5月14日付朝日新聞(朝刊)は、その第1面に「**沖縄 基地なお集中 あす日本復帰 50年**」と題する「現代沖縄歴史資料的な記事」を載せた。そこで私は、その記事の一部と雑誌『AERA』(22.5.16 No.22)の「沖縄『復帰 50年』」の一部を引用しつつ、「沖縄の社会-経済的な現状」をより正確に理解するための視点を捉えておくために、「復帰 50年」の一部を簡潔に記しておこうと考えた。そしてまずは朝日新聞の記事を「私なりに簡潔に取りまとめた」記事から始めることにした;

- (1) 沖縄が日本に復帰して本年5月15日で50年になる。太平洋戦争後の米軍統治下を経て「基地のない平和な島」を訴えた半世紀。この間に沖縄以外の米軍基地(専用施設)面積は約6割減となったが、沖縄では約3割減にとどまり、基地全体の約7割が沖縄に集中し続けている。県議会は13日、基地の大幅な整理縮小と日米地位協定の抜本的な改定を政府に求める決議・意見と、昨秋に起きた米兵の性犯罪に抗議する決議・意見書を全会一致で可決した。(中略)
- (2) 50年前と比較すると、基地の面積は本土が1万9699ヘクタールから7808ヘクタールに、沖縄は2万7892ヘクタールから1万8483ヘクタールとなっている。国土面積0.6%の沖縄に過密に存在する基地からは、騒音や環境汚染、米軍関係者の事件が続いている。県によると、復帰後に発生した墜落や部品落下など航空機関連事故は826件(2020年12月時点)、米軍関係者の刑法犯検挙数は6068件(同)に上る。
- (3) 経済は大きく発展した。2018年度の県内総生産(名目値)は4兆5056億円と復帰時の9.8倍。県民総生産に占める基地関連収入の割合は、1972年度の15.5%から77年度以降は1桁で推移し、18年度は5.1%となった。ただ、復帰前に極端な輸入依存型の経済ができ、雇用の安定に欠かせない製造業は育っていない。第3次産業の割合は全国でも突出している。県民所得は全国最下位レベルで、子どもの貧困率は16年公表の県調査で全国平均の2倍の29.9%と深刻だ。(後略)

そこで次に私は、これら3つの記事と関連した沖縄の実態について知るために、2022年2月3日付朝日新聞の「沖縄季評」で山本章子氏（琉球大学准教授）が『「安全保障」下の日常：空も水もほど遠い平穏』と題して述べているうちの3点について紹介しよう；

- ① 2021年に日米地位協定の運用に関わる日米合同委員会において普天間飛行場を出入りする米軍機は病院や大学の上を避けることが合意されたにもかかわらず、それが努力義務の故にまったく守られていない。琉球大学の上も毎日米軍機が飛び、講義の声がかき消される。コロナ感染対策で教室の窓を開けるので防ぎようがない。岩国飛行場所属のF35Bステルス戦闘機が訓練で普天間飛行場に飛来し、100デシベル超の騒音に宜野湾市役所には市民から苦情の電話が寄せられた。その騒音は、電車が通るときのガード下にいる程の「きわめてうるさい」レベルである。そんな環境が子どもの成長に良いわけがない。米軍基地の面積は沖縄本島の15%を占めており、米軍機は日々の訓練で島の上を縦横無尽に飛び回っている。島のどこにいても米軍機の音を聞かない日はないのだ。
- ② 昨年8月に米軍が普天間飛行場の地下水槽にたまった有機フッ素化合物（PFAS）を含む汚染水を薄めて処理し、公共下水道に放出すると日本政府に通告してきた。PFASは消火剤の泡立ちをよくするために使われるが、自然環境の下では極めて分解されにくい。人間の体内に入ると、健康に深刻な影響を及ぼす可能性がある。国内の調査では、妊婦の血液中のPFAS濃度が高いと、子どもが低体重で生まれる傾向があることが分かっている。米国での調査でも胎児への影響の他に精巣癌や腎細胞癌、甲状腺疾患などとの関連性が確認されている。実は、那覇市に供給される北谷浄水場の水道からも嘉手納基地から流出したと見られるPFASが検出されており、金武町の水道水・地下水からもキャンプ・ハンセンから流出したPFASが検出。沖縄の空も水も平穏な場所はないようだ。県と宜野湾市が反対し、政府も汚染水の放出中止を求めたが、米軍は日本側と協議中の8月26日に一部放出を強行したのである。
- ③ 日米地位協定第4条では、米軍には返還した基地の現状回復義務がないために、環境汚染を防ぐインセンティブがはたらかない。汚染水を放出した理由は、安全性の高い焼却処分になると費用がかさむからであった。結局、ドラム缶1800本分に相当する残りの未放出の汚染36万リットルは、すべて防衛省が引き取り、約9200万円もの費用をかけて焼却処分することになったのである。（中略）宜野湾市で生まれ育った私と同世代の知人は、幼少から水道水を飲んではいけないと言われ、自身も子どもにそう教えている。私の子もそうなるのだろうか。子どもを守るのではなく、静かで安全な生活を知らないまま、危険な日常になれさせるのがこの国の「安全保障」なのか。

そして最後に、作家であり詩人である池澤夏樹氏が、沖縄にやって来て感じた「憂鬱」と「復帰/返還五十年 減らない基地と沖縄の憂鬱」と題して『AERA』に寄稿された巻頭言とを携えて、「沖縄の50年」を「声」として伝えてくれています。なお、その「声」の後半部のみをここに書き添えることを許していただきたい。それでも、私たちはこの文章から「沖縄の復帰/返還の憂鬱」を確かに感じ取ることができるのです；

カフェで昼食を摂っていると戦闘機が飛来した。一機また一機と計四機。この間、二分ほど、爆音でまったく会話ができない。学校ならば授業ができない。

目を転じれば遠くをオスプレイが二機飛んでいる。部品、落とすなよ！

復帰五十年、本土から言えば沖縄返還五十年。

沖縄は豊かになったけれど相対的には本土より貧しい。米軍統治は製造業を育てなかった。基地依存は減ったが今も観光業などが主軸なのはそのためだ。

基地は減らない。復帰の時に言われたことは嘘ばかりだった。それは今も続いていて中央政府は欺瞞と強権に終始し、高裁以上の裁判所は沖縄の言い分をまったく聞かない。日本国憲法の上位に日米安保条約があるのだからそうせざるを得ないのだろう。

本土の世論はよくて無関心。時には「土人」という言葉も出る。かつては沖縄事情を理解する政治家が中央にもいたが今は皆無。知事と首相の会見ささむずかしい。

どう見ても無理筋の辺野古埋め立ては強引に進める。コップ一杯のマヨネーズに箸が経つか否かやってみればいい。官僚の誰にも「止めよう」という勇気がない。次に申し送って逃げる。

だから、沖縄は憂鬱なのだ。

私は、池澤氏の「だから、沖縄は憂鬱なのだ」との締め括りの言葉は、とりわけ 2002 年の「政府・県・名護市による普天間代替施設の埋め立て合意」以後から現在までの凡そ 20 年に及ぶ沖縄の経済と社会、したがってまた政治の在り様を表現している、と観ている。その視点からすると、私は、アエラの辺野古新基地をはじめ矛盾する「沖縄の現況」を「『アメとムチ』の手法」と提示した編集部の渡辺 豪氏の結語の一部をお借りして締め括ります。

日本をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、本土では基地に反対すること自体、ネガティブに捉える空気が広がり、これが「沖縄は振興策で特別扱いされている」との見方と相まって、差別やヘイトにつながる傾向も浮かぶ。だが沖縄には、全国の 7 割超の米軍専用施設が集中し、さらに自衛隊の「南西シフト」も進む。有事に戦争に巻き込まれるリスクや、「加重的な基地負担」の解消を求める沖縄の人たちの声を切り捨てていいはずがない。

(なかがわ ゆういちろう、研究所理事長・明治大学名誉教授)

【副理事長のページ】(No.78)

戦争なんかしている場合か。

高柳 新

ロシアのウクライナ侵攻で、世界的に広がる好戦的動向に驚きと激しい怒りに襲われている。今戦争なんかしている場合か。

コロナで世界中が苦しみ、闘っている最中ではないか。原発問題にもきちんと対処できず、地球規模の環境問題も深刻化を増している。いずれも「今でなければ、いつ」と言わなければならない時なのだ。

アメリカのイラク侵略時代に書いたエッセイを再掲する(『ふんばる医者目』p. 92)。

村の鍛冶屋

長く愛唱されてきた文部省唱歌「村の鍛冶屋」は、1912(大正元)年に『尋常小学校唱歌』に発表された。父がヤスリの目立て職人で、ときどき鋼を作るため、ふいごを足でこぎ、コークスの火で鍛冶仕事もしていたので、とくにこの歌は身近に感じていた。

♪しばしも止まず槌うつ響／飛散る火の花、はしる湯玉／ふいごの風さえ息をも継がず／仕事に精出す村の鍛冶屋

作詞作曲不詳となっているところをみると大正以前から歌いつがれてきたのだろう。一番から四番までである。しかし、僕が生まれて三年後の1942(昭和17)年の『初等科音楽』では、二番までしかなかった。

♪あるじは名高いっこく者よ／早起き早寝の、やまい知らず／鐵より堅いとじまんの腕で／打ちだす刃物に心こもる

だが、元の歌詞の三番を知って驚いた。

♪刀はうたねど、大鎌・小鎌／馬鋏に、作鋏、鋤よ、鉋よ／平和のうち物休まずうちて／日毎に戦う、懶惰の敵とに、作鋏、鋤よ、鉋よ／平和のうち物休まずうちて／日毎に戦う、懶惰の敵と

「刀はうたねど・・・」と歌われていたものが、「刃物に心こもる」に改竄されていたのである。

旧約聖書、イザヤ書第二章の四に、有名な一節がある。

「彼はもろもろの国に裁きを行い、多くの民のために仲裁に立たれる。こうして、彼らはそのつるぎを打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえかまとし、国は国にむかってつるぎをあげず、彼らはもはや戦いのことを学ばない」(『聖書』日本聖書協会)

ももとの「村の鍛冶屋」とイザヤ書との一致に驚く。戦争のない世の中、武器の放棄は、時代や国が違っていても人間としての共通の願いであることを証明している。鍛冶屋の誕生は農業の始まりと同じくらい古いのだ。

60年前の沖縄戦の悲劇と戦後の基地問題が、立てつづけにNHKで放映されるなど、改めて注目されている。集団自決、日本軍による虐殺、ひめゆり部隊の悲劇。

「・・・これもいいたくないことですがけれど、・・・彼女たちは単に野戦看護婦であっただけでなくてときには高級将校の慰安婦の役割まで押しつけられたこどもたちもいたのです」(『教育勅語と学校教育』高島伸欣著、岩波ブックレット)。胸が詰まる。

沖縄本島だけでなく、渡嘉敷島などでも、地獄絵図はくり広げられた。ところで目と鼻の先の前島住民270人は全員無事で敗戦を迎えたという。

前島の当時の国民学校長、比嘉儀清^{ひがよしきよ}氏が「平和な島を守るには絶対に兵隊を駐屯させてはならない。兵がいなければ敵は攻撃しない。」と考へ、決死の覚悟で、軍当局に対して島からの撤退を求めて、非武装を貫いたからである。前島に上陸した米軍は、日本軍がないことを知って、武力攻撃や殺害を何ら行わなかったのである。

渡嘉敷島では帝国軍隊の存在により住民が殺害され、前島では住民の生命が守られた。

「自由を軍隊とし、艦隊とし、平等を要塞にし、博愛を劍とし、大砲にするならば、敵とするものが天下にありましようか」——中江兆民の名著『三酔人経綸問答』(1887年岩波文庫)の中の言葉である。

ウクライナへのロシアの侵攻が始まり、これを奇貨とした勢力が一斉に勢いづき「ロシアの侵略とウクライナの人民の戦い」の図式の中で、ウクライナへの支援は正義であり、ロシアへの制裁は強ければ強いほど積極なこととする雰囲気拡大している。アメリカは武器、弾薬だけではなく、新型兵器の使い方を指導するために、ウクライナに米兵までも送り込んでいる。日本政府は防弾チョッキなどを送るとともに、国内では、憲法改悪の策動を強めている。ロシアとウクライナの戦いは、いよいよアメリカとロシアの代理戦争の様相を強めている。日本は憲法9条の国である。これを忘れてはならない。

1947年8月2日、文部省が中学1年生用に発行した『あたらしい憲法のはなし』は全くすがすがしい希望を子供たちに呼びかけた。「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました」。戦力の放棄と戦争の放棄である。『放棄』とは『すててしまう』ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。**世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。**

太字にしたのは、僕だ。「ほかの国よりさきに」は世界中の国民の希望を掲げているということであり、したがって現在の国際法より高い理想を掲げているということだ。「正しいことぐらい」は本当に重い言葉だ。現在の日本の現状は、自衛隊という世界でも有数の軍隊を持ち、政府は憲法より安保条約を第一に置き、すきさえあればアメリカの尻馬に乗って、戦争をしようと考えている。核武装もして、憲法も戦争できるようにとの改憲策動が強まっている。「正しいこと」の反対は悪であり、犯罪である。憲法を現状の墮落の道ではなく、現状を一步一步正義の道に向けなければならない。ウクライナ戦争を契機に、国内外で戦争に向かう「翼賛体制」が生まれかねない。今こそ非戦・平和の声を強めなければならない時だ。**憲法9条を守れ!**

少々固くなるが加藤周一の「言葉と戦車」(『言葉と戦車を見据えて』ちくま学芸文庫収載)から、引用しておこう。

「言葉はどれほど鋭くても、どれほど多くの人々の声となっても、一台の戦車さえ破壊することができない。戦車は、すべての声を沈黙させることができるし、プラハの全体を破壊することさえもできる。しかし、プラハ街頭における戦車の存在そのものをみずから正当化することだけはできないだろう。自分自身を正当化するためには、どうしても言葉を必要とする。すなわち相手を沈黙させるのではなく反駁しなければならない。

言葉に対する言葉をもってしなければならない。1968年の夏、小雨に濡れたプラハに相対していたのは、圧倒的で無力な戦車と、無力で圧倒的な言葉であった。その場で勝負のつくはずはなかった」。ソ連は1968年、チェコスロバキアの民主化闘争の弾圧に50万の軍隊と、500台の戦車をもって侵略した。「大衆の占領軍に対する自発的な抵抗は、非暴力主義の徹底という面でも合法秘密放送・出版という面でも、また議会や組合の合法秘密集会という面でも、高度に組織されたものであった。大衆運動における組織された自発性。—そういうほとんど奇跡的な状況が、なぜ68年8月のチェコスロバキアには出現したのであるか」。

僕はウクライナ戦争について5つの提案を考えた。以下列挙する。

第一は、直ちに停戦。失われていくいのち、殺されるいのちを、まず救わなければならない。文明の破壊も止める。

第二は、話し合いの舞台を作る。第三者、国際組織のイニシアチブが必要だろう。基本は世界の民衆の平和の声だ。そしてロシア軍の撤退である。これはどちらが先でも構わない。

第三は、和議に向けた当事者だけでない国際組織の入った話し合いである。何年にわたるかもしれない。戦争状態の長期化、核兵器の使用も否定できない状況を一刻も早くストップしてからのことだ。

第四に戦争状態を奇貨とするいっさいの行動をやめさせることだ。各国の政治権力と結びついた死の商人たちを許してはならない。

第五に世界的に平和を守る運動を徹底的に強化する。これには日本の9条の思想が役立つ。

2022, 5, 20 記。

(補)

僕は吉野源三郎の『君たちはどう生きるか』で少年時代を過ごしてきた。ドラ・ド・ヨングの『あらしの前』(吉野源三郎訳、岩波少年文庫)の一節は今も思い出す。

・・・「おかあさん、お母さんだって知っているでしょう。悪いやつがかならずしも罰を受けてないし、よい人がかならずしも、救われるとはかぎらないじゃありませんか」

「そうよ、ヤップ、お母さんもそれは知っています。でもね、もう一度立ちなおるために、なにかを信じなければならないわ。わたしたちの支えになるものは、なにものこってはいません。ただ生きぬこうというあなたたち自身の意志のほかには、なにもありません。もしあたしたちが、いま疑っていたら、なにもできないでしょう。だからあたしたちは信仰をもちましょう、人類と正義とにたいする信仰を！ とにかく、やってみましょうね、ヤップ、おねがいでわ」・・・

ウクライナの詩人、シェフチェンコ(1814年2月25日ロシアの植民地ウクライナに農奴の子供として生まれた)の「遺言」という詩。

遺言

わたしが死んだら、／なつかしいウクライナの／ひろびろとした草原にいだかれた／
高き塚^{モヒラ}の上に 葬ってほしい。／果てしない野の連なりと／ドニエプル、切り立つ崖が
／見渡せるように。／嗚り立つとどろきが聞こえるように。／ドニエプルの流れが／ウ
クライナから敵の血を／青い海へと流し去ったら、／そのときこそ、野も山も一／すべ
てを棄てよう。／神の神許^{みもと}に翔けのぼり、／祈りをささげよう・・・だがそれまで
は／わたしは神を知らない。／わたしを葬り、立ち上がってほしい。／鎖を断ち切り、
／凶悪な敵の血潮で／われらの自由に洗礼を授けてほしい。／そして、素晴らしい家族、
／自由で新しい家族に囲まれても、わたしを忘れず 思い出してほしい、こころのこも
った静かなことばで。 (1845年12月25日)

(たかやなぎ あらた、研究所副理事長・全日本民医連名誉会長、医師)



【役員リレーエッセイ】

平和の種

山本 淑子

ロシアのウクライナ侵略、9条改憲、そして沖縄の本土復帰50年。一連の動きを追い
ながら、頭の中にいろいろな記憶がよみがえってくる。私の、戦争に関わる記憶だ。

私が戦争は嫌だと思っこの種は、いつ頃私の心に植えこまれたのか。どこでどん
なふうにならぬ平和への思いに育ててもらったのか。今、若い職員に憲法を守ろう、平和を守
ろうと語る私の言葉に真実味はあるのだろうか。そんなことを最近、自問する。

私が初めて「戦争」というものを意識したのは、おそらくは幼稚園に入るかどうかの
頃、駅の通路で地べたに座り、白い服を着てハーモニカを吹いていた人の姿に出会った
ときだった。見てはいけないような気がして視線をそらし、でも気になってその前を通り
過ぎてから父に尋ね、「戦争で怪我をして働けなくなった人」だと聞かされたように思
う。傷痍軍人である。戦争に行くとならぬ怪我をして、身体が不自由になるのだと思っ
た。高度成長とともに育った私の幼い頃は、まだ戦争の爪痕が町のそこそこにあった。

小学生になり、長崎で被爆した少女の話、『八月がくるたびに』や、『アンネの日記』
を読んで戦争を意識した。でもそれは遠いところ、遠い昔に起きたことだった。中学、
高校と学ぶ中で、戦争についての知識はそれなりに増えた。高校の政経の先生は、“毎年
メーデーにお休みしてデモに行く”とか“親鸞聖人が大好きな倫社の先生と仲が悪い”
とかいう噂がまことしやかに流れる方だった。「余談ですが」と教壇を降り、戦争が繰り返

返された世界史の近現代史の授業を補うようにされるお話に、ずいぶん影響を受けた。親の期待を裏切り、友人の多くが素直に従った地元大学教育学部を出て教師になる道から、私が足を踏み外した最初のきっかけは、この先生の授業だったかもしれない。

こう振り返ってみても、私の戦争に関する記憶は、その頃まではやはり過去のこと、他人事であった。それが“自分事”になって迫ってきたのは、民医連に就職して“知った”からだ。それまでの中途半端な知識では、戦争が今の自分につながる事として認識できていなかったのだ。

民医連に就職して、被爆者健診で被爆体験を聞き取るボランティアに参加した。本の中でしか知らなかった被爆体験を聞かせていただくことが、こんなにも重たいとは思ってもみなかった。

ひとくくりに“被爆者”と言っただけとはいけないことは、すぐにわかった。被爆者の数だけ被爆体験があった。みんなその瞬間にいた場所も違い、そのわずかな差が生死の境を分けた。生き延びた喜びではなく、生き残った申し訳なさや心身の苦しみを抱え続け、生きてこられていた。

毎年、少しずつお話して下さる内容が加わる方もいらした。関わりある方やそのご家族が亡くなり、もうお話しても誰にも迷惑かけないからと話して下さるのだ。それでもどなたのことかわからないよう、慎重に言葉を選んでおられた。

がん末期の被爆者の患者さんがいるから、話を聴いてごらんと、先生に紹介されたこともあった。ベッドサイドに3回伺い、戦中の話は聞けたが、軍人として入市被爆したことについては、最後まで一言も語ってくれなかった。あえて尋ねてはいけない気がして、聴けないまま亡くなられてしまった。踏み込んで尋ねるべきだったのか、そうしなくてよかったのか、今もわからない。

被爆者は心のかさぶたを剥がしながら、再び血を流すようにして被爆体験を語ると聞いたことがある。そうやって語られた被爆体験が、「被爆者は私たちが最後に」「私たちが生きている間に核兵器廃絶を」という願いの種として、私の中に埋め込まれた。根っこを張ったその種を枯らさないように育てていくのは、私自身の役目だ。

民医連で働く中で、他にも次々と平和の種が埋め込まれていった。そのうちの1つ、沖縄の種は大きかった。

今年は本土復帰50年。1972年の秋にNHKの「みんなのうた」で、沖縄の八重山地方の民謡「月ぬ美しゃ（つくいぬかいしゃ）」が流れたとき、そのゆったりしたどこか異国情緒漂う歌に魅せられた。それが沖縄の本土復帰を意識した企画だったと気付いたのは、ずいぶん経ってからだ。

その沖縄にきちんと向き合わねばと気づかされたのは、辺野古支援連帯行動だった。初めて辺野古の浜のテントで伺った話は、辺野古の海を大切に思う気持ちで満ちていた。「辺野古の海は、戦後、なにかも失った私たちに、生きる糧と生業をくれた。その海を、再び人を殺す戦争のために埋め立てることはできない」「この美しい海を、このまま子や孫に渡したい」という話。孫たちは、潮が引けば「海が遊びに行く」、潮が満ちれば「海が帰ってきた」というのだと、目を細めて話してくれた方もいた。

それから程なく大浦湾に人工的なオレンジ色のフロートが張られ、無理やり海の上に線が引かれた。その直前、近くの小島に上陸して、小さな灯台のてっぺんまで上った。360度パノラマのコバルトブルーの辺野古の海と青い空が見渡せる。なんと表現すればあの美しさが伝わるだろうか。息をするのも瞬きするのも忘れそうな美しさだ。この海を埋め立て、海外に殴り込む戦闘機が離発着する基地をつくるなんて許せないと思った。

辺野古行動に行くたび、知らずにいて平気だった自分を恥じた。本土決戦のために沖縄が捨て石にされたこと。軍隊は住民を守らなかったこと。少しずつ沖縄の歴史を学び、あまり声高に訴えない沖縄の人たちが胸に秘めているさまざまな思いに触れた。「知ったことをみなさんの周りの人に伝えてくださいね」という沖縄の人たちの言葉は、私の中に平和の種として根付いた。

2014年11月1日、「辺野古に基地をつくらせない」と訴える翁長雄志沖縄県知事候補の大集会が開催され、セルラースタジアムに1万3千人が集い、私もその中のひとりだった。11月なのに、真夏のような暑さだった。

そのとき、病をおして応援に駆け付けた菅原文太氏のスピーチが忘れられない。政治の役割は二つで、「一つは、国民を飢えさせないこと」。もう一つ、これが最も大事だと訴えたのは「絶対に戦争しないこと」だった。まさに憲法9条と25条だと思った。そして、公約を反故にして沖縄県民を裏切り、辺野古を売り飛ばした仲井眞知事に向けて、『仁義なき戦い』のあの名台詞から、「仲井眞さん、弾はまだ1発、残っとるがよ」と放った。

翁長知事の「私は保守の政治家だが、沖縄の政治家」「政治家たちがブレても県民はブレてないという圧倒的な民意を携えて訴える。基地は沖縄には要りません」という訴えは、その後、そのまま玉城デニー知事に引き継がれ、いまだ辺野古新基地の完成を許していない。

だが、本土復帰50年を迎えた沖縄に、いまだに日本の米軍基地の7割が存在している。現政権を批判するのは簡単だが、その政治家の存在を許しているのは誰か。沖縄のことを自分事として受け止められるかが問われる。菅原文太氏が訴えた「政治の二つの役割」を果たす政治家、もっとも大事な「戦争をしない政治」をする政治家を選ばなくては行けない。

広島、長崎、沖縄から、私は知らずにいたこと、あるいは自分の事として考えないでいたことを気付かされた。戦争や被爆を直接体験しなくても、学んで知ることにはできる。それを他人事ではなく“自分事”にどこまで引き寄せられるか、試される日々である。

(やまもと よしこ、研究所理事、全日本民医連事務局次長)



【役員リレーエッセイ】

医療提供体制の未来

吉中 丈志

新型コロナ感染後の医療提供体制をめぐる議論

新型コロナ感染症流行を経験する中で、様々な立場から医療提供体制の未来に関する言説がなされるようになってきている。2040年の医療提供体制を展望した三位一体改革、すなわち、地域医療構想の実現、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進に対する態度によって大きく二つの立場がある。

一つは、新型コロナ感染症下での病床不足や保健所業務のひっ迫は、三位一体改革の進捗が不十分であったとする立場である。岸田政権の全世代型社会保障構築会議の中間整理がその典型であろう。コロナ禍にあって医療法の改正を主導した厚労省もこの立場だ。

もう一つは、新型コロナ感染症の経験を踏まえて三位一体改革を見直すべきだという立場である。「コロナ禍で進行する医療提供体制改革を立ち止まって考える」(『いのちとくらし研究所報』78号)の座談会もその試みの一つだ。こうした意見は医療現場に少なからずある。座談会の松田亮三氏の概説からもわかるように、わが国の医療改革には医療政策学的な議論が弱いように思われる。

政府の新型コロナ対応を検証する有識者会議(座長・永井良三自治医科大学長)が5月11日に発足した。2カ月程度で結論を出す予定のようだが性急すぎる。政府だけでなく学術団体や民間組織も含めて幅広い検証と議論を十分に行い、日本の医療改革の課題を抽出する必要がある。

医療の質を無視する財務省

医療改革には「医療の質」の視点が欠かせない。日本国憲法25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。新型コロナ対策の根拠法である感染症法は「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保」と前文で述べている。

ところが財務省財政制度審議会の議論などを見ると、緊縮政策を急ぐあまりに医療の質の観点が弱い。軽視ないし無視されていると言ってもよい。財務総合政策研究所の『フィナンシャル・レビュー』令和4年第2号(通巻第148号2022年3月)に「過剰医療と過少医療の実態：財政への影響」が特集されている。「地域の医療機関の治療アウトカム評価の指標」(伊藤由希子 葛西龍樹)などでは、医療の質の改善が進まない理由にデジタル化と質の評価の遅滞が指摘されている。これに対し「確かにデジタル化も重要だが、まずは、医療制度の設計として、多くのOECD諸国が行なっているように、地域住民が1箇所の診療所に登録をすることも一案だ」(序文 井伊雅子)と論点をずらし、「(コロナ禍での)医療機関への支援も含めた財政支出の規模と経済損失は巨大」という財務当局にすり寄った方向付けがされている。必要な投資を行って医療改革を進め、サ

ービスを向上させる戦略がない。

医療のパラダイム転換

2001年、米国医学研究所（Institute of Medicine : IOM）は、医療の質を「個人と公衆に提供される保健医療サービスが、個人や公衆が望む健康上のアウトカムをもたらす可能性を高め、かつプロフェッションが有する現在の専門的知見に合致する度合いのことである」と定義して、安全、有効、患者中心、適時性、効率、公正の条件を満たす質の高い医療の実現を呼びかけた。打ち出した理念は、(1) 事故による傷害がない、(2) 現在の医学知識を反映した最善の医療を提供する、(3) 患者個々人の価値観と期待に適合する医療を提供する、である。患者中心-患者の信念や価値に敬意をもち、患者が理解できるコミュニケーションを行う、効率-費用対効果に関心を払い無駄を省く、公正-すべての患者に公平に医療を提供し財源も確保する、などが重視された。

その後、オバマ・ケアでは医療へのアクセスと共に医療の価値（費用に対する医療の質）の改善が掲げられ、支払い方式の改変、患者の視点から医療の価値を保障・管理する仕組み、諸施策の比較効果分析、医療情報技術の活用推進、などの施策を進めた。国連で「誰一人取り残さない」というSDGsの議論が広がった時期と重なる。

病院経営においては「財務的業績だけでなく、医療の質、患者満足度、従業員の学習と成長といった非財務的業績視点」から組織の活動を評価して患者を含めた関係者が共有して改善に取り組むことが不可欠と考えられるようになった。これらは医療のパラダイム転換の一環ととらえられており、ICTがそうした進歩や変革を促進する手段との認識が形成されていった。

	旧パラダイム	新パラダイム
医療の対応	患者受診による対応	継続的な関係の構築
主体	医師が医療を管理	患者が疾病のコントロールの主演
優先順位	医師の自由裁量の尊重	患者のニーズや価値を尊重
診療の指針	研修と経験	根拠に基づいた診療
診療の内容	プライバシー優先	透明性の尊重
専門的な連携	困難	必要不可欠
情報の役割	記録・保存	公開・共有
ニーズへの対応	要望への対応	計画的な対応
安全	個人の義務	組織の責任
コスト	横断的な個人的な対応	継続的で組織的な対応

Ten Commandments, Crossing the Quality Chasm,
Donald Berwick 2002

日本の医療提供体制の未来とかかりつけ医

厚生省は 2010 年から医療の質の評価・公表等推進事業を実施してきた。全日本民医

連は最多の参加実績をもつ。しかしこの事業を通じて厚労省が医療の変革を主導したようには見えない。経済財政諮問会議では医療をアベノミクスの成長戦略に動員させられ、現在は全世代型社会保障構築会議の「社会経済の変化に即応した社会保障制度」に押されている。医療提供体制改革だけを見ても、外来機能報告制度、かかりつけ医の制度化などを急ぎ推進している。公立・公的病院を軸に大規模急性期病院への集積集中を特徴とする病院再編だけでなく、外来や診療所医療も再編する方針だ。都道府県に責任を持たせて地域医療構想を急がせているが、厚労省が責任を持つべき医療の質の向上への熱意はほとんど感じられない。

未来の医療提供体制をイメージするのに、デパート、スーパー、小売店といった商業施設の変遷は参考になるかもしれない。それぞれが業態を変えて既存のイメージを現在もなお刷新中である。背後に社会経済の変化や人口減少があり、ICTが変化を支えている点などは類似している。最も大きな変化は小売店で、象徴的なのはコンビニである。各種払い込みや荷物の受け取りなど身近な生活の要求に対応して進化を遂げている。医療に例えれば、ニーズに対応して質を向上させたと言えなくもない。ICTがサービス提供の内容や従業員の働き方を変え、フランチャイズ制がそうした変化を支えて来た構図だ。診療所の今後はこうしたコンビニの展開からヒントをつかむことができるだろうか。

かかりつけ医の制度化は診療所のあり方そのものに直結している。かかりつけ医機能の充実重要である。しかし、政府方針の「かかりつけ医の制度化」では、自由開業医制、フリーアクセスによる日本の医療提供体制の長所が損なわれて逆の結果をもたらすのではないかと危惧されている。患者が医療機関を選択する自由、医師・医療者が医療機関を設置運営する自由、患者と医療者が固有の医療を営む自由などは、患者中心の医療に欠かせない。現在の医療政策は政府がこれらに対して強権的に介入する方向を強めている。医師偏在是正政策に対しては徴兵制ならぬ「徴医制」という批判もある。医師の専門職としての自律を尊重することが質の高い医療を実現する保障である。日本医師会がかかりつけ医の制度化に批判的であるのもそのためだ。

研究所報の座談会での「開業医もグループ診療のようなことをしていかなないと、今後の形態はなかなか難しくなる」という垣田さち子氏の問題意識は重要だと思う。かかりつけ医機能の発揮には専門職能を高めることが必須であるが、同時に、ICTや多職種協働によって地域医療の質を向上させることが、日本の医療の変革につながる。プライマリケアの未来を非営利・協同と重ねて見通す模索もそうした変革の一部であろう。

(よしなか たけし、研究所理事・京都保健会理事長、医師)



【会員エッセイ】

老後地方移住したら医療環境の違いが…

—会員

東京での暮らしが半世紀以上を過ぎていて、まさかの地方移住をすることになった(詳

細は省くが、よくある話らしい自宅処分問題。要は子供たちが家を残すなという。お金を残せということ。結果としてどこへ転居するかで、結果、脱東京となった)。

かつてリゾート利用や老後移住などでもはやされたが、バブルが過ぎて格安物件がならび、こちらも長い人生が待っているわけではないと考えるとそれで十分ということで、温泉地への転居となった次第。とはいっても、時々東京に用事はあるし、内科と歯科のかかりつけ医は東京のまま、東京へ行ったときになるべく日程調整をして済ませていた。移住後、2年を迎えたころ、仕事上の変化で上京機会は減るし、コロナ禍にもなり、交通費のことなど含め、医療を地元に移そうと考えた。

内科は、何年か前に突然のラクナ梗塞による入院を経験したあと、かかりつけ医の診療所での投薬を中心に時々基幹病院の専門科受診をしてきた。かかりつけ医の診療所で診療情報提供書を書いてもらったが、相手を間違えていたみたいで、初診ですぐ別の開業医紹介となった(が初診なのでといって、ルーチン検査一式はやった)。紹介された開業医も循環器内科だったが、ここでも全身管理はできないという。しかし紹介患者の初診というのでルーチン検査一式はやった。その際、東京では定期的に行っていたPSA検査(前立腺がんの診断)ですら、泌尿器科を紹介するという。他の腫瘍マーカーも保険診療上できないと断られた。これでは全身管理は任せられないと判断せざるを得ない。

歯科は、東京でやっていたメンテナンスをやらしてもらえるクリニックをさがすということ、とりわけインプラントをしている人を受け入れてくれるところを探すのが大変だと聞いていた。結局、市内では見つけられなくて、毎週、買い物に行く隣町にある近代的なクリニックを見つけ、東京で紹介状を書いてもらった。紹介先では、インプラント自体が保険診療ではないので、そのメンテナンスも全額自費だという。基本料金 7,000円+他院実施のインプラントは1本1,000円で、消費税込みで1回あたり計13,200円かかった。しかも3ヶ月毎だという。これでは私の口腔管理はできない。

ということで、内科も歯科も東京に戻すことになった。共通していたのは保険診療に対する考え方の違いが大きいことだった。東京でかかっていたのは民医連の医療機関であったので、保険診療の制限はあったであろうが、患者の立場にたって解釈し、工夫などして減多なことでは保険外診療費はなかった。それと内科での全身管理、歯科での一口腔単位での管理をすすめる立場が、こんなにも地方の医療機関と違いがあるとは思ってもいなかったという訳である。ともあれ、早速、久びさに東京の歯科に再受診したとき、主治医からきちんと歯磨きされていないと叱られた。本当は歯科受診の空白期間を言いたかったが。足腰弱くなるまでしばらくは東京通いが続く。(も)

*保険診療に関わって法的外見もナーバスなので、自治体、医療機関等は具体的表現を避けました。

カント 永遠平和のために

石塚 秀雄

●ウクラナ・ロシア戦争が勃発して、にわかには戦争と平和の議論がかまびすしくなっ

た。ウロ戦争においては、ロシアの侵攻ということをもって戦争犯罪、人道上の犯罪という捉え方が日本を含めた「国際社会」の姿勢である。ではこれまでのアメリカのベトナム、アフガン、イラクなどで、住民を巻き込む爆撃や戦争行為を、国際社会は「戦争犯罪」「悪人」として糾弾する、今回のようなもりあがりはずいぞ見ることにはなかった。

したがって、今回にかぎりなぜなのかの説明責任は国際社会にあるであろう。そこで私は50年ぶりくらいにカントの『永遠平和のために』の再読を思いたった。昔は聖典のようにして読んだが、今度読んで、カントのこの小論文はパロディではないかと思った。この書は、トマス・モア『ユートピア』、エラスムス『痴愚神礼讃』が社会政治批判であるものの、時の権力から罰せられ命の危険もあるのを嫌ってパロディにしたのと同様に、カントも夢物語として用心深く政治批判を書いたのではないか。いったいに哲学者は政治に関心が強い。ソクラテス、プラトン、アリストテレスからデカルト、ホッブズ、スピノザ、ヘーゲル、フィヒテ、カントなど、政治と思想や倫理というものの関連は強い。

●カント Kant の『永遠平和のために』 Zum ewigen Frieden は、真面目なパロディ本だと思えば、このタイトルにはダブルミーニングがあることは、カント自身が冒頭で、風刺的な (satirische) と述べていることから明らかである。このタイトルを宿屋の屋号にして墓場の絵まで看板に書いてあったという小話から始まる。この言葉は本来、キリスト教の墓碑銘の常套句「安らかに眠れ」という死者への手向けの言葉である。つまり、「永遠平和のために」とは死者、死んでる状態のことであり、平和は死んでいるということで、戦争好きの国家指導者と甘い夢を見ている哲学者を対比している。すなわち、この本は、哲学者の見果てぬ甘い夢なのであるが、もちろん、それは厳しい政治批判の裏返しである。

カントは1795年4月のフランス革命軍とドイツ(プロシヤ)との間のバーゼル平和条約をきっかけに、同年8月にはこの論文を書いている。プロシヤが密約でライン川左岸地域(ドイツ側)のフランス占領を認めたことについての不満を書いているとも言える。カント小論文の構成は、バーゼル平和条約の構成を真似したものである。煩雑なのでかなり簡略化して小論文の項目を訳せば次のような配列になる。

「国家間の永遠平和にむけての」

○暫定条項

1. 将来戦争になる事柄を秘密に抱えているのなら、平和条約ではない。
2. いかなる独立国家も他国のものにならない。
3. 常備軍は早く完全廃止すべき。
4. 戦争国債を発行してはならない。
5. 他国家の体制統治に暴力的介入してはならない。
6. 戦争では将来的平和のために卑劣なことはしない。

○「決定条項」

7. 国家体制は共和制であること。
8. 国際法 (Völkerrecht) は自由国家の連合主義 (Föderalismus) に基づくべきこと。
9. 世界市民法 (Weltbürgerrecht) は普遍的なホスピタリティ (Hospitalität) 諸条件内に

限定されるべきこと。

○追加事項

10. 永遠平和の保証について。

11. 永遠平和にむけての秘密条項。

○付録

12. 永遠平和の目的における道徳と政治の不一致について。

13. 公法の先験的概念における政治と道徳の一致について。

以上がカントの小論文の見出しである。

●次に、各条項についてコメントしたい。ところで、「暫定条項」というのは条件で、もし実現すれば理想的であるという希望条件、すなわち甘い夢を表している。つまり現実とは逆である。

1. 紛争の種なぞなくせるものであろうか。今なくとも将来的に発生する可能性もある。なぜ、密約をするのか。国家と国民の利害は別物だからである。たとえば、沖縄密約を思えばよい。カントもこの条項は理想論と言っている。
2. カントは国家を国民の道徳的人格性に基づくものと見ているので、自立した国民を道具としてあるいは他国に従属させるべきものではないと考えている。国家は法人の一種であるとする。それ自体は良いが、しかし、独立国家として認められるということはどういうことか。戦争で他国を所有すなわち、消滅さえさせる場合もあるが、そうでない場合が多い。一度は消滅した国としてはポーランドが近い過去にある。逆に新しく独立国家になる国もある。植民地アメリカや南米諸国は独立戦争をした。独立国家になるためには宗主国国家から分離独立しなければならない。とうぜん宗主国は分離独立を、簡単には認めないであろう。だから独立戦争が起きる。また古代ローマの属州が独立したいときには、誰が承認するのか。そうしたことを考えると、この②は理想的一面を述べているにすぎない。
3. 軍備軍隊は戦争目的のものだから、他国に警戒心をあたえるだけだからいらぬという絶対平和主義である。軍備を前提とした平和はカネもかかり維持するのが大変だといっている。侵略から守る自衛のための軍備も必要ないとするが、国民のボランティア防衛は認めている。スイスに近い発想であろうか。国家が軍備をもつことについてカントは常備軍、軍事同盟、軍資金の三つも軍備であると言っている。戦争とは総力戦なのだから、なんでも戦争の手段だというのは当然である。国家が武装することと国民が武装することは違う。兵隊は国家から命令されたものである。人民は国家とは別だが徴兵されれば兵士となり個人は消滅する。ニッポンは国民が武装解除されてから 400 年経っている。
4. 戦争にカネは不可欠な武器である。普通は戦時国債を外国投資家に買ってもらう。つまり投資してもらう。その場合、勝てますよという口約束をしなければならない。負けたら投資家は大損になる。こんなんでは永遠平和は実現しない。現在のウクライナは、寄付金をもらっているめずらしいケースと言える。
5. 独立国家を攻めることはよくないは常識扱いであるが、カントも内戦の場合はどうするか、また他国の介入についてはどうするのかは明確ではない。内戦はたいいていの場

合は国際的介入があるものである。

6. 永遠平和を実現するためである。ルールある戦争、品位ある暴力でなければならない。というのは笑える。国家間は何んら法的な従属関係はないのであるから正義悪で区分けすることはナンセンスであるとカントは言っている。結果がすべてである。昔のドイツの裁判は勝った方が正義だとして紛争の当事者を戦わせたという例を挙げている。

● 予定の字数が尽きそうなので、コメントは竜頭蛇尾となる。

7. 共和制とは国民主権でなければ永遠平和は実現しないこと。カントはフランス革命に共感していた。

8. カントの国際連盟・国連のアイデアだと言われるが、ここで言う国際法は、現在の国際法(International law)とは違い、それ以前の世紀の諸国家間法(law of nations)である。現今ウクライナ戦争でも国際法を錦の御旗にする傾向があるが、その始原は17世紀以降の植民地支配争奪戦の帝国主義的談合というべきもので、その性格を現在の国際法も一部強く継続しているといえる。現在の五大陸、異なる国家体制の200近い国に共通する国際法などはほとんどないと言っている。現在、岸田首相がことあるごとに「力による現状変更を許さない」という言説は、いわゆる欧米西側でしかない「国際社会」を保持したいという意味の現状維持的発想で、異なる宗教、異なる文化、政治体制のアフリカ、アジア、南米、中近東などの諸国からは同意が得られるものではないのである。他国への侵攻非難というのはどんな国でも常識的に理解できることで賛成する国が多いのは当たり前だが、棄権反対の国でもそれぞれの立場があることは変更できない事実なのである。連合主義は、カント以後にドイツが300あまりのミニ国家が成立してそしてドイツオーストリアに統合した経過などに見られるように、フェデラリズムは19世紀ヨーロッパにおける強い社会政治思想であり、EU構想にもつながっている。

9. 今風にいえば、グローバル化時代地球市民の自覚がなければ環境資源問題で地球人類は破滅するということであろう。

10. カントは自然法に基づいて永遠平和の保証を考えていると思われる。

11. 永遠平和のためには国家はこっそり哲学者の意見に耳を傾けなさいという真面目な戯れ言。

12, 13. 付録とはいえ、カントの得意とするところなので、力が入っている。政治と法律は実体的強制力を持つが、道徳には実体はない。道徳とは人間の幸福である。公法すなわち憲法や国際法などは、理念であるから先験的概念である。つまりそれは理想であるから現実に経験されるものではない。しかし、政治と道徳が一致しなければ永遠平和は来ない。ウクライナ・ロシア戦争についていえば、正義悪、戦争犯罪などと法理的に困難なアプローチに傾くよりも、人民及び国民主権を国家元首が尊重して直ちに停戦をすればよいのである。しかしカントも言っているように国家元首とは国民そっちのけで戦争好きなものなのである。カントの言う永遠平和は見果てぬ夢であるが、現実の反措定であるゆえに、厳しく政治的現実を批判したものだということができる。平和実現は永遠でなくとも良いのである。生きている間だけでも平和なら御の字である。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

